

特 記 仕 様 書

工 事 名	平成 2 1 年 度 (繰 越) た め 池 等 整 備 事 業 天 満 宮 大 池 改 修 附 帯 工 事
工 事 場 所	京 都 府 船 井 郡 京 丹 波 町 下 山 地 内
工 期	平 成 2 2 年 8 月 日 ～ 平 成 2 2 年 1 2 月 2 4 日

第 1 条 本 工 事 の 施 工 に あ た っ て は、「土 木 工 事 共 通 仕 様 書 (案) 平 成 1 6 年 2 月」【京 都 府】(以 下 「共 通 仕 様 書」とい う。)、「土 木 構 造 物 標 準 設 計」【国 土 交 通 省】及 び「土 木 工 事 標 準 設 計 図 集」【近 畿 地 方 整 備 局】に よ る も の と す る。

工 事 の 実 施 及 び 施 工 管 理 に あ た っ て は、次 の 図 書 を 参 考 と し て 行 う も の と す る。

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| (1) 各 土 地 改 良 標 準 設 計 | 農 林 水 産 省 構 造 改 善 局 |
| (2) 各 土 地 改 良 事 業 計 画 設 計 基 準 | 農 林 水 産 省 構 造 改 善 局 |
| (3) 道 路 土 工 各 指 針 | 社 団 法 人 日 本 道 路 協 会 |
| (4) 日 本 工 業 規 格 | |
| (5) コ ン ク リ ー ト 標 準 仕 様 書 | 財 団 法 人 土 木 学 会 |
| (6) そ の 他 関 連 図 書 | |

第 2 条 総 則

(一 般 事 項)

- (1) 請 負 者 は 工 事 内 容 を 熟 知 し、契 約 締 結 後 直 ち に 監 督 職 員 と 工 事 全 般 に つ い て 事 前 協 議 を 行 わ ね け れ ば な ら ぬ。
- (2) 請 負 業 者 は 工 事 着 手 と 同 時 に 現 場 代 理 人 を 現 場 に 常 駐 さ せ、常 に 監 督 職 員 と の 連 絡 に 対 応 出 来 る よ う に し ね け れ ば な ら ぬ。
- (3) 請 負 者 は 設 計 図 書 及 び 施 工 に 疑 義 が 生 じ た 場 合 は、直 ち に 監 督 職 員 に 協 議 書 を 提 出 し て そ の 指 示 を 受 け ね け れ ば な ら ぬ。

(標示板の設置)

請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事の目的、工事名、工事場所、工期、請負者名、発注者名等を記載した標示板を設置しなければならない。

標示板は、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)に準じて作成するものとし、記載項目のうち、「工事目的」については、以下によるものとする。



第3条 材料及び施工

(再生材の利用について)

本工事においては、下記のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資 材 名	規 格	用 途	備考
再生クラッシャーラン	RC-40(30)	路盤	
	RC-40	構造物の基礎	
	RC-40	コンクリートブロック張(積)・石張(積)の天端工及び同込裏込材	
粒度調整碎石	M-40(30)	路盤	
再生加熱アスファルト安定処理混合物	アスファルト安定処理	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	粗粒度アスコン	基層	
	密粒度アスコン	表層	
	細粒度アスコン	表層	

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認の上使用すること。

- 1) 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は品質等は「プラント再生舗装技術指針」による。
- 2) 再生クラッシャーランを構造物の基礎材として使用する場合は品質等は「プラント再生舗装技

術指針」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用する。

3) 再生クラッシュラン（RC-40）を河川に関わる工事（低水護岸等の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）・石張（積）の天端及び胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト魂は不可とし、かつ、すりへり減量が50%以下の品質のものを使用する。

（流用土の利用）

本工事に使用する盛土材については、本工事の掘削土を流用して使用する。

ただし、やむを得ない事情等により流用土により難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とするものとする。

土量の確認方法については、監督職員と協議するものとする。

（セメントコンクリート製品）

本工事に使用するセメントコンクリート製品は、共通仕様書及び「コンクリート二次製品標準図集（案）〔側溝・水路編〕」（H12.3月近畿地建）（以下、「標準図集（案）」という。）によるものとし、使用にあたっては、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、「標準図集（案）」に示す構造規格（案）を満足する側溝等の使用に当たっては、監督職員の承認を得て使用することができるものとし、それに係る請負代金の変更は行わないものとする。

ただし、設計図書等は、設計変更の対象とする。

— 上記解説 —

「標準図集（案）」に示す構造規格を満足する側溝等とは、「標準図集（案）」に示す構造規格（案）で記載されている載荷条件・許容応力度の照査を満足した側溝等の製品をいい、「標準図集（案）」で規定している寸法規格に限定したものではない。

第4条 施工計画書

（施工計画書）

共通仕様書第1章第1節1-1-5に規定する施工計画書の有無（有・無）

第5条 工事の着手

~~（護岸工の着手）~~

~~護岸工については、平成 年 月 日以降に着手すること。~~

第6条 請負者相互の協力

（関連工事の調整）

~~本工事の隣接にて改良工事を実施する事から、施工に際しては相互連絡調整を密にして行うこと。~~

第7条 工事現場発生品

（特定建設資材の分別解体）

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注

者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	□有 ■無	□手作業 ☒手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	□有 ■無	□手作業 ☒手作業・機械作業の併用
	⑥その他（舗装工・取壊工）	□有 ■無	□手作業 ☒手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入期間及び受入時間	その他受入条件	距離
コンクリート塊	京丹波町 共栄建設(株) リサイクル工場	日曜・祭日を除く	最大粒径 30 cm 以下	11.0 km
	南丹市 (株)宏成建設 リサイクル工場	同上	最大粒径 40 cm 以下	km
	綾部市 浅巻建設(株)	同上	最大粒径 40 cm 以下	km
アスファルト塊	京丹波町 共栄建設(株) リサイクル工場	日曜・祭日を除く	最大粒径 30 cm 以下	km
	京丹波町 金下建設(株) 丹波営業所	同上	最大粒径 40 cm 以下	km
	南丹市 寺尾道路(株) リサイクル工場	同上	最大粒径 40 cm 以下	km
	南丹市 (株)宏成建設 リサイクル工場	同上	最大粒径 40 cm 以下	km

(産業廃棄物運搬車両の表示等)

1 自己(社)運搬の場合

1) 収集運搬車両の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で次の内容の表示を行うこと。

- ・「産業廃棄物運搬車」の文字 (同 140ポイント以上 (5cm以上))
- ・事業者の氏名又は名称 (同 90ポイント以上 (3cm以上))

2) 収集運搬車両は、次の内容が記載された書面を備え付けること。

- ・「氏名又は名称及び住所」、「運搬する産業廃棄物の種類及び数量」、「運搬する産業廃棄物の積載日」「積載した事業場の名称、所在地及び連絡先」「運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先」

2 許可業者に運搬を委託する場合

- 1) 収集運搬車両の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で次の内容の表示がされている業者に委託すること。

- ・「産業廃棄物運搬車」の文字（JIS Z8305 140ポイント以上（5cm以上））
- ・許可業者の氏名又は名称（同 90ポイント以上（3cm以上））
- ・統一許可番号（下6桁）（同 90ポイント以上（3cm以上））

- 2) 収集運搬車両に次の書面が備え付けられている業者に委託すること。

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）

- 3) 提出資料

工事完成時に産業廃棄物の収集運搬車両への表示状況が確認できる写真を提出すること。

（産業廃棄物税）

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

（残土発生土処理計画書・報告書の作成）

- 1 請負者は、工事を施工する場合において予め残土処理計画書を作成するものとする。なお、残土処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。
- 2 施工後は、残土処理報告書を提出するものとする。

（建設発生土の搬出）

- 1 建設発生土については、施工区域内に運搬するものとする。
- 2 前条に関しての受入条件は下記のとおりとする。

これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

（1）受入不適なもの

粘性土、ガレキの類、土砂以外の廃棄物

第8条 工事材料の品質

（品質証明書等）

請負者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督員の指示した材料の使用にあたっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、その他の使用材料については、検査時に「使用材料一覧表」として提出しなければならない。

区分	確認材料名	摘要
コンクリート製品	コンクリート製品一般	JIS 製品以外
その他		

第 8 条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等
（段階確認）

請負者は、下表の工種及び監督職員が指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、請負者は工種、細別、確認の予定期間、測量結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
法面保護工 参道取付工	張・植生ブロック 舗装準備工	床堀 プルフローリング試験実施時

第 9 条 施工管理
（品質管理試験）

本工事の施工に伴い実施する品質管理施試験は、品質管理基準に記載される「**必須**」項目を実施し、「その他」項目については、下表及び監督職員の指示により実施すること。

種別	細別	試験項目	試験頻度

（レディーミクストコンクリート施工の品質確保）

スランプ試験、圧縮強度試験、空気量測定については、少なくとも 1 回以上、監督職員立会の上、実施しなければならない。ただし、やむを得ない場合は監督職員の承諾を受けた上で、請負者のみで実施してもよい。

第 10 条 工事中の安全確保
（ダンプトラック等の過積載防止対策）

請負者は、レディーミクストコンクリート、アスファルト混合物及び建設副産物（建設発生土、産業廃棄物等）の運搬にあたっては、出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等（以下、「伝票等」という。）を整理・保管し、ダンプトラック等 1 台毎の積載量等を記入した運搬管理表（別添参照）を作成の上、検査時に提出しなければならない。

なお、伝票等については、監督職員の請求があった場合は、遅滞無く提示するとともに、検査時に原本を提示しなければならない。

第 11 条 交通安全管理
（安全施設類）

標識類、防護柵等の安全施設類等については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所管警察署と打合せを行い実施すること。

なお、打合せの結果または、条件変更等に伴い、道路工事保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者、所轄所管警察署と打合せの結果又は、条件変更に伴い員数等の増減等が生じた場合は、監督職員と協議の上設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導員
計	

請負者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設類等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

請負者は、工事期間中の安全施設類等の設置状況が判断できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

第 12 条 官公庁への手続き等
（支障物件等）

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。請負者は各企業と連絡を十分行うこと。
また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	企業者との協議	移設時期	工事方法	立会

第 13 条 地元施工について
（地元施工）

柵工及び周回管理道路ロープ柵の下記のヶ所について地元施工となるため、十分工程等を打ち合わせて施工するものとする。

（地元施工箇所）

柵工・・・横木 2 本、ロープ柵・・・ロープの設置

運搬管理表の様式（例）

運 搬 管 理 表

工事名								現場代理人	監理(主任)技術者
工事番号									
運搬物の名称・規格									
日付	車両番号	最大積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (繰りませ終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マニフェスト 交付番号	備考
合計									

注1) 本様式は例示である。

注2) 日付欄は、運搬1回、1車両毎に運搬日を記入する。

注3) 車両番号欄及び最大積載重量欄は、運搬車両の車検証に記載されたものを記入する。

注4) 積載量欄は、容積を記入する。(計量器等により重量が明確である場合は重量を記入。)

注5) 日合計欄は、日付欄で記入した同一日付の最下段に日合計を記載する。

注6) 出荷時間欄及び現着時間欄は、レディミキストコンクリートの場合に記入する。

注7) 品質管理欄は、レディミキストコンクリートの場合に品質管理試験等の実施の有無を記入する。

注8) マニフェスト交付番号欄は、産業廃棄物の運搬の際にマニフェストの交付番号(シリアル番号)を記入する。

注9) 出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等については、監督職員の請求があった場合に遅滞なく提示するとともに、検査時に原本を提示しなければならない。

運搬管理表の記入例1 (生コンクリートの例)

運 搬 管 理 表

工事名	平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇工事							現場代理人	監理(主任)技術者
工事番号	京〇〇第〇〇〇〇号の〇〇の〇								
運搬物の名称・規格	レディミキストコンクリート (18-8-40 高炉)								
日付	車両番号	最大積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (繰りませ終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マニフェスト 交付番号	備考
H20.1.15	あ 12-34	9800 kg	4.0m ³		9:00	9:45	○		
H20.1.15	い 56-78	9800 kg	4.0m ³	8.0m ³	9:30	10:10			
H20.1.20	あ 12-34	9800 kg	3.5m ³	3.5m ³	15:00	15:40	○		
合計				11.5m ³					

運搬管理表の記入例2 (コンクリート殻の例)

運 搬 管 理 表

工事名	平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇工事							現場代理人	監理(主任)技術者
工事番号	京〇〇第〇〇〇〇号の〇〇の〇								
運搬物の名称・規格	コンクリート殻 (無筋)								
日付	車両番号	最大積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (繰りませ終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マニフェスト 交付番号	備考
H20.1.15	あ 12-34	9800kg	0.970 t					12345678	
H20.1.15	い 56-78	9800kg	0.968 t	1.938 t				12345679	
H20.1.16	あ 12-34	9800kg	0.850 t	0.850 t				12345680	
合計				2.788 t					